

群馬県立女子大学内部質保証規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学（以下「本学」という。）が目的の実現及び社会的使命を達成するため、群馬県立女子大学内部質保証に関する基本方針に基づき、教育研究活動等について継続的に点検・評価を行い、改善・向上に努めることにより、その質を保証する体制及びその取り組みの実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部質保証とは、本学における教育研究活動等や組織運営、施設設備等の状況について、自ら点検・評価し、改善することにより、本学の教育の質を保証することをいう。
- (2) 自己点検・評価とは、学校教育法第109条第1項、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号）第2条第1項及び群馬県立女子大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第5号）第2条第1項の規定に基づき、本学が行う教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価し、その結果を公表することをいう。
- (3) 第三者評価とは、第4号及び第5号に定める独立した第三者組織による評価をいう。
- (4) 認証評価とは、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、認証評価機関が実施する評価をいう。
- (5) 法人評価とは、地方独立行政法人法第78条の2の規定に基づき、群馬県公立大学法人評価委員会が行う、群馬県公立大学法人における中期目標、中期計画及び年度計画に対する教育研究活動や業務運営などの達成状況に関する総合的な評価をいう。
- (6) 教育研究活動等とは、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備に係る総合的な活動をいう。
- (7) 部局及び学内組織とは、学部、研究科、附属図書館、学生委員会、教育環境整備推進委員会、社会貢献委員会、外国語教育研究所、群馬学センター、地域日本語教育センター、キャリア支援センター及び事務局をいう。

第2章 内部質保証に係る体制

(全学の責任体制)

第3条 本学の内部質保証に関する最高責任者は、学長とする。

- 2 全学の自己点検・評価及び第三者評価の責任者は、附属図書館長をもって充てる。
- 3 部局及び学内組織の自己点検・評価、当該結果を踏まえた教育研究活動等の質の改善・向上に係る責任者は、部局及び学内組織の長をもって充てる。
- 4 前2項の責任者は、当該所掌の任務に係る内部質保証に関し必要な具体的措置を講じなければならない。

(内部質保証推進委員会)

第4条 内部質保証業務の中核となり、責任を負う機関として内部質保証推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 附属図書館長
 - (3) 各学部長
 - (4) 各研究科長
 - (5) 事務局長
 - (6) 前各号に掲げるもののほか学長が必要と認めた者
- 3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員会は、次の各事項に関し、審議し、教育研究審議会に附議する。
 - (1) 自己点検・評価に関すること。
 - (2) 教育研究活動等の改善など質の保証に関すること。
 - (3) 中期計画・年度計画、業務実績報告及び法人評価に関すること。
 - (4) 認証評価に関すること。
 - (5) その他内部質保証の推進に関すること。
- 8 委員会は、前項第1号、第3号及び第4号の各評価に対応するため、全学の教育に関する点検・評価の基準、手順及び改善に関する手続き等を定めることとする。
- 9 委員会に、内部質保証の特定事項について調査・研究・検討等を行うための部会を置くことができる。
- 10 委員会に関する事務は、事務局総務企画係において処理する。
- 11 その他委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(自己点検・評価専門部会)

第5条 自己点検・評価及び第三者評価に係る委員会審議を適切に実施するため、委員会に大学全体の自己点検・評価活動を牽引・実施・総括する自己点検・評価専門

部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 文学部各学科長
- (3) 国際コミュニケーション学部各課程長
- (4) 各研究科各専攻主任
- (5) 各学部・研究科教務委員長
- (6) 各学部・研究科入試委員長
- (7) 学生委員長
- (8) 教育環境整備推進委員長
- (9) 社会貢献委員長
- (10) 外国語教育研究所副所長
- (11) 群馬学センター副センター長
- (12) 地域日本語教育センター副センター長
- (13) キャリア支援センター副センター長
- (14) 事務局次長
- (15) 前各号に掲げるもののほか、専門部会が必要と認めた者

3 進捗管理や委員会への報告、各部局及び学内組織への指示伝達等を行うため、専門部会に部会長を置き、附属図書館長をもって充てる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 第2項の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

7 専門部会は、委員会の指示を受け、次の事項についてとりまとめ・確認・検討等を実施する。

- (1) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (2) 中期計画・年度計画、業務実績報告及び法人評価に関すること。
- (3) 認証評価に関すること。

8 部会員は、所属する部局及び学内組織所掌分野の自己点検・評価活動を主導する。

9 専門部会に関する事務は、事務局総務企画係において処理する。

（部局及び学内組織の責務）

第6条 各部局及び学内組織の教育研究活動等に係る質保証は、全学の内部質保証体制のもと、各部局及び学内組織において責任を持って行う。

第3章 自己点検・評価

(自己点検・評価の実施)

第7条 自己点検・評価は、全学で実施するとともに、各部局及び学内組織及び各教職員においても実施する。

- 2 自己点検・評価の基準は、法人評価及び認証評価による評価事項を踏まえ、委員会が決定する。
- 3 自己点検・評価に関し、具体的な点検・評価の方法等その他必要な事項は、委員会が別に定める。
- 4 委員会は、群馬県立女子大学内部質保証に関する基本方針及び教育研究審議会の決定に基づき、専門部会に対して自己点検・評価の実施及びその結果に基づいた報告書の提出を指示する。
- 5 専門部会は、委員会の指示に基づき、具体的な自己点検・評価日程等を決定の上、部局及び学内組織に点検・評価活動の実施及び結果報告を指示し、また、部局及び学内組織の点検・評価結果をとりまとめ、確認の上、委員会に報告する。

(自己点検・評価結果の報告)

第8条 委員会は、前条第5項により報告された自己点検・評価結果の検証を行うとともに、全学的視点から、本学の長所・特色、課題等を客観的に評価し、大学としての自己点検・評価報告書を作成する。

第4章 第三者評価

(認証評価及び法人評価)

第9条 認証評価及び法人評価の受審に際しては、第3条から第7条までに定める内部質保証に係る体制の下で対応することとし、具体的な取組み等その他必要な事項は、別に定める。

第5章 質の向上及び改善

(評価結果等を踏まえた改善等の取組み)

第10条 大学は、自己点検・評価、第三者評価の結果に基づき、改善等が必要と認められるものについては、その改善等に真摯に取り組む。

- 2 委員会は、前項の改善等が必要な事項に関し、改善実施計画案を策定し、教育研究審議会は、その妥当性について審議し、学長は教育研究審議会の議を経てこれを承認する。
- 3 委員会は、前項の規定により承認された計画に基づき、専門部会に対して改善及び改善状況の報告を指示する。
- 4 専門部会は、前項の指示を受け、具体的な改善日程等を決定の上、部局及び学内組織に改善及び改善状況の報告を指示し、また、部局及び学内組織の改善状況をとりまとめ、確認の上、委員会に報告する。

- 5 委員会は、専門部会から前項に規定する報告を受けたときは、その内容を全学的視点で検証の上、教育研究審議会に対し報告する。
- 6 各部局及び学内組織及び各教職員は、自己点検・評価の結果に基づいて、計画的かつ継続的に改善に取り組まなければならない。
- 7 その他改善等の取組みに関し必要な事項は、別に定める。

(情報の公表)

第11条 学長は、群馬県立女子大学学則第2条第1項及び群馬県立女子大学大学院学則第2条第1項に規定するとおり、自己点検・評価結果等の内部質保証に係る情報を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善状況にかかる透明性を保証する。

第6章 その他

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程（平成30年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 規程の施行後、最初に就任する第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項の委員等の任期は、各条第5項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。